

第 5 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和 3 年 9 月 1 日提出

I 件数 31 件

【内訳】議案 29 件（条例 8 件、決算関係 13 件、補正予算関係 6 件、その他 2 件）
報告 2 件（令和 2 年度一般会計継続費精算の報告等）

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第 74 号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
----------	--

【趣旨】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例の引用条項を改正するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

①南相馬市個人情報保護条例

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の改正により、情報提供等記録（行政機関の間で利用者本人のマイナンバー制度に関わる情報照会・情報提供が行われた記録）の訂正をした場合の通知先が「総務大臣」から「内閣総理大臣」へ変更となったことによる改正
- ・番号法の改正により番号法第 19 条各号の繰り下がりによる引用条項の改正

②南相馬市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

- ・デジタル社会形成基本法において、これまで明確に定義がされていなかった「情報通信技術」が定義づけされたことによる改正

「情報通信技術」とは、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する人工知能関連技術、同条第 3 項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術をいう。

- ・その他文言の整理

令和元年12月に施行された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の規定内容に改正

③南相馬市手数料条例

- ・番号法の改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行すること、手数料を徴収することが明文化されたため、条例の個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するもの

④南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

- ・番号法の改正により番号法第19条各号の繰り下がりによる引用条項の改正

2 施行期日 公布の日

議案第 75 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方税法等の一部改正に伴い、市民税の非課税の範囲の規定を改正するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

個人市民税関係

① 寄附金税額控除に係る寄附金の範囲の見直し（第 34 条の 7 条関係）

特定公益増進法人に対する寄附金制度における寄附金の範囲について、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するもの。

「特定公益増進法人」とは、公益法人等のうち教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの

「出資目的寄附金」とは、寄附金の使途を出資業務に限定して募集された寄附金など

② 医療費控除の特例の延長（附則第 6 条関係）

特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限を令和 9 年度分の個人の市民税まで延長するもの。

「セルフメディケーション税制」とは、健康の維持増進及び疾病の予防の取り組みを行っている者が、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品を購入した際に所得控除を受けられる制度

③ 個人の市民税の非課税の範囲等に係る扶養親族の取扱いの見直し （第 24 条、第 36 条の 3 の 3、附則第 5 条関係）

令和 2 年度税制改正において扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、個人の市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族について、年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族（16 歳以上の扶養親族のうち、原則として 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を除く。）に限ることとするもの。

2 施行日

- ・ ①・②の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日
- ・ ③の改正規定 令和 6 年 1 月 1 日

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の規定により、風評被害に対応する活動の振興を図るため福島県が作成した「特定事業活動振興計画」に基づき、特定事業活動を実施する事業者に対して、対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 経過

- 令和2年6月12日の福島復興再生特別措置法の改正により、令和3年4月1日から風評対策に係る課税の特例が規定され、固定資産税の課税免除又は不均一課税をすることができるとされた。
- 特例は、県が「特定事業活動振興計画」を作成し国へ提出する必要がある、県は令和3年4月20日に国へ提出
- 県において6月議会で「福島県特定事業活動振興計画に基づく県税の課税免除に関する条例」を制定
- 県条例を踏まえ、事業者が行う風評被害対策を支援することにより、農林水産物等の販売等や観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を推進することを目的として、固定資産税の課税を免除するために本条例を制定するもの。

2 制定概要

定める項目	条	内 容
趣 旨	第1条	福島復興再生特別措置法による<u>提出特定事業活動振興計画</u>※¹に基づき<u>特定事業活動</u>※²を実施する事業者が、特定事業活動施設等を新設又は増設した場合の固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。 ※1 放射性物質を起因とする風評被害に対応する事業の振興を図るために福島県が作成 ※2 <u>特定風評被害</u>※³がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動 ※3 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷

課税免除	第2条	【免除対象者】 特定事業活動を実施することについて、福島県知事の指定を受けた個人事業者又は法人 【免除対象区域】 市全域（区域指定なし） 【免除対象業種】 農林水産関連産業及び観光関連産業 ◆取組例（県計画から抜粋） 農林水産業、飲食業及び観光関係の製造業、卸・小売業、運輸業、宿泊業等の分野に属する以下の取組 ・放射性物質検査結果や安全性の情報発信 ・生産工程の高効率化やドローン等の活用による品質向上・生産規模拡大 ・県内外の量販店・飲食店等との連携による新たな販路の開拓 ・外因に影響されない魅力の高い商品やサービスの開発及び磨き上げ ・観光客が利用する宿泊施設、遊具等の魅力増進に資する整備 ・各種施設のバリアフリー化や多言語化へ向けた整備等 【免除対象資産】 福島県知事が内閣総理大臣に特定事業活動振興計画を提出した日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までに、新設、又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設に着手が必要） 【免除期間】 対象資産の固定資産税について課税初年度から5年間免除する。（固定資産税は、賦課期日が毎年1月1日であることから、対象資産の取得日の翌年（度）から課税対象となる。）
------	-----	---

適 用	第 3 条	固定資産税の課税免除は、以下のいずれか一つの条例の規定のみを適用 ・ 本条例 ・ 税特別措置条例 ・ 復興産業集積区域における市税の特例に関する条例 ・ 企業立地促進区域及び避難準備区域等における市税の特例に関する条例 ・ 新産業創出等推進事業促進計画に基づく市税の特例に関する条例
課税免除 の申請	第 4 条	課税免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の 3 月 20 日までに、課税免除申請書を市長に提出しなければならない。
附 則	第 2 項	特定事業活動振興計画を提出した日から条例施行の日の前日までの間に市内において、当該特定事業活動施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。
	第 3 項 第 4 項	関係条例の課税免除の適用規定を整理 ・ 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部改正 ・ 南相馬市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例の一部改正

3 施行日 公布の日

(福島県知事が内閣総理大臣に特定事業活動振興計画を提出した令和 3 年 4 月 20 日から適用)

4 その他

本条例の適用に伴う固定資産税の減収分については、震災復興特別交付税により全額補填される。

議案第 77 号	南相馬市新産業創出等推進事業促進計画に基づく市税の特例に関する条例制定について
----------	---

【趣旨】

福島復興再生特別措置法の規定により、福島イノベーション・コースト構想の推進を図るため福島県が作成した「新産業創出等推進事業促進計画」に基づき、新産業創出等推進事業を実施する事業者に対して、対象施設等の新設又は増設に係る固定資産税の課税免除を行うため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 経過

- 令和2年6月12日の福島復興再生特別措置法の改正により、令和3年4月1日から福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例が規定され、固定資産税の課税免除又は不均一課税をすることができるとされた。
- 特例は、県が「新産業創出等推進事業促進計画」を作成し国へ提出する必要がある、県は、各市町村のどの地域に区域を設定すると効果的にイノベ構想に取り組む企業を集積させられるか、関係市町村の意見を踏まえて区域設定の上、令和3年4月20日に国へ計画を提出
- 県において6月議会で「福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく県税の課税免除に関する条例」を制定
- 県条例を踏まえ、事業者が行う新産業創出等の取組を支援することにより、イノベ区域における産業集積の形成及び活性化につなげ、イノベ構想の推進を図ることを目的として、固定資産税の課税を免除するもの。

2 制定概要

定める項目	条	内 容
趣 旨	第1条	福島復興再生特別措置法による<u>提出新産業創出等推進事業促進計画※¹</u>に基づき、<u>新産業創出等推進事業促進区域※²</u>内において<u>新産業創出等推進事業※³</u>を実施する事業者が、新産業創出等推進事業施設等を新設又は増設した場合の固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定める。 ※1 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化を促進するために福島県が作成 ※2 イノベ区域（南相馬市、いわき市、相馬市、田村市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると新産業創出等推進事業促進計画で定めた区域

		※３ 新たな産業の創出又は国際競争力の強化の推進に資する事業であって、福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定められた事業
課税免除	第２条	【免除対象者】 新産業創出等推進事業を実施することについて、福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人 【免除対象区域】 産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると新産業創出等推進事業促進計画で定めた区域 ◆製造業関係 イノベ重点６分野を取り扱い、先進的な取組が見込まれる企業が立地する区域など、既存企業が立地する地域及び市が造成した工業団地等６７区域が設定 ◆農林水産業関係 ほ場整備が進んだ集团的農用地や担い手の進出等が見込める地域など３８区域が設定 【免除対象業種】 イノベ構想の重点６分野に関連する業種 (①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙) ◆取組例（県計画から抜粋） 農林水産業、建設業、製造業、卸売業、情報通信業、運輸業、医療・福祉業等の分野に属する以下の取組 ・廃炉に資する遠隔ロボットの研究開発 ・ドローン等を用いた新サービスの開発や、農業、警備等の他分野での応用 ・太陽光発電設備のメンテナンス技術開発 ・再生資源を路盤材や建築材などに加工する技術開発 ・ＩＣＴ技術等を活用した農林水産業関係の大規模生産方式の導入や操業の効率化 ・新たな医療福祉機器の開発・実証や製品の事業化 ・航空機部品の組立・製造工程におけるロボット等の活用によるスマート工場化などの実現に向けた取組

		【免除対象資産】 福島県知事が内閣総理大臣に新産業創出等推進事業促進計画を提出した日（令和３年４月２０日）から令和８年３月３１日までに、新設、又は増設した家屋、償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得の日の翌日から起算して１年以内に当該家屋の建設に着手が必要） 【免除期間】 対象資産の固定資産税について課税初年度から５年間免除する。（固定資産税は、賦課期日が毎年１月１日であることから、対象資産の取得日の翌年（度）から課税対象となる。）
適 用	第３条	固定資産税の課税免除は、以下のいずれか一つの条例の規定のみを適用する。 ・ 本条例 ・ 税特別措置条例 ・ 復興産業集積区域における市税の特例に関する条例 ・ 企業立地促進区域及び避難準備区域等における市税の特例に関する条例 ・ 特定事業活動振興計画に基づく市税の特例に関する条例
課税免除 の申請	第４条	課税免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の３月２０日までに、課税免除申請書を市長に提出しなければならない。
附 則	第２項	新産業創出等推進事業促進計画を提出した日から条例施行の日の前日までの間に当該提出に係る新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。
	第３項 第４項	関係条例の課税免除の適用規定を整理 ・ 南相馬市復興産業集積区域における市税の特例に関する条例の一部改正 ・ 南相馬市企業立地促進区域及び避難解除区域等における市税の特例に関する条例の一部改正

３ 施行日 公布の日

（福島県知事が内閣総理大臣に新産業創出等推進事業促進計画を提出した令和３年４月２０日から適用）

４ その他

本条例の適用に伴う固定資産税の減収分については、震災復興特別交付税により全額補填される。

【趣旨】

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的記録による諸記録の作成、保存等の対応規定を追加するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 条例の概要

子ども・子育て関連 3 法において、地域型保育事業が市町村の認可事業とされた。本条例はその認可の要件を満たすために必要な設備と運営に関する基準を定めたものである。

地域型保育事業とは、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とする事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）をいい、このうち本市においては小規模保育事業 4 施設が運営されている。

本市の家庭的保育事業等の状況（令和 3 年 8 月 1 日時点）

区分	名 称	開設年月	利用者数
小規模保育事業 A	なかよし園	2016 年 4 月	14 人
小規模保育事業 A	原町にこにこ保育園	2017 年 4 月	11 人
小規模保育事業 B	ユニソンワールド保育園	2020 年 4 月	16 人
小規模保育事業 B	聖愛ちいろば園	2020 年 6 月	20 人

小規模保育事業 A 型：職員資格 全員保育士

小規模保育事業 B 型：職員資格 1/2 以上が保育士

2 改正概要

① 准看護師 1 人に限り保育士とみなす規定の改正（第 29 条・第 31 条関係）

乳児（0 歳児）4 人以上を入所させる家庭的保育事業者等に係る保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加えて、准看護師についても 1 人に限って保育士とみなす規定の追加

なお、第 44 条及び第 47 条についても同様の整理をするもの。

② 電磁的記録に関する規定の追加（第 49 条関係）

地域型保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、地域型保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めることとする規定の追加

3 施行日 公布の日

【趣旨】

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による書面等の作成、保存等の対応規定を追加するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 条例の概要**

子ども・子育て支援新制度により、幼稚園・保育園等の教育施設及び小規模保育事業等の地域型保育事業は、市の確認を受けた場合、施設型給付費等を受けられることとされた。本条例は、その確認を満たすべき運営の基準を定めたものである。

2 改正概要**①特定地域型保育事業者の連携施設の確保を不要とすることができる規定の追加（第 42 条関係）**

特定地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の連携施設（こども園、保育園、幼稚園）の確保について、市長が利用している乳幼児を優先的に取り扱うなど保育の提供の終了後（卒園後）も引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合には、卒園後の受入先（連携施設）の確保を不要とすることができる規定の追加

②電磁的記録に関する規定の追加（第 50 条関係）

保育所等の業務負担軽減等の観点から、保育所等における書面等の作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関するもので、この条例の規定において書面等によることが規定されているものについて、電磁的記録による対応も可能である旨の包括的な規定の追加

なお、第 50 条（電磁的記録）を追加する関係で第 5 条を整理するもの。

3 施行日 公布の日

【趣旨】

福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、児童の定義を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

「児童」の定義を児童扶養手当法に準じた「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改正するもの。（第2条関係）

2 施行日 公布の日（令和3年4月1日適用）

【趣旨】

新たな小高診療所の開所による診療所位置を改めるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

南相馬市立総合病院附属小高診療所の位置の改正

【改正前】南相馬市小高区小高字金谷前 8 4 番地

【改正後】南相馬市小高区東町三丁目 3 番地の 1

2 施行日 令和 3 年 1 2 月 1 3 日

3 新診療所等の概要

名 称	南相馬市立総合病院附属小高診療所
診 療 科 目	内科、外科
位 置	小高区東町三丁目 3 番地の 1
診 療 日	月曜日から金曜日（祝日除く）
診 療 時 間	（午前） 8 時 4 5 分～ 1 2 時 （午後） 2 時～ 5 時
休 診 日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
診療開始日	令和 3 年 1 2 月 1 6 日（木）（予定） ※現在の小高保健福祉センター内での診療 1 2 月 1 0 日（金）まで（予定） ※移転・準備（診療所は休診予定（実質休診 3 日）） 1 2 月 1 1 日（土）～ 1 2 月 1 5 日（水）（予定） ※開所式典及び内覧会 1 2 月 1 5 日（水）の午前に式典、午後に市民等への内覧会を開催予定

《決算関係》

- 議案第 8 2 号 令和 2 年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 3 号 令和 2 年度南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 4 号 令和 2 年度南相馬市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 5 号 令和 2 年度南相馬市育英資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 6 号 令和 2 年度南相馬市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 7 号 令和 2 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 8 号 令和 2 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 8 9 号 令和 2 年度南相馬市太田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 9 0 号 令和 2 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 9 1 号 令和 2 年度南相馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 9 2 号 令和 2 年度南相馬市病院事業会計決算認定について
- 議案第 9 3 号 令和 2 年度南相馬市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 議案第 9 4 号 令和 2 年度南相馬市下水道事業会計決算認定について

《補正予算関係》

議案第 95 号 令和 3 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 96 号 令和 3 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 97 号 令和 3 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第 98 号 令和 3 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 99 号 令和 3 年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第 100 号 令和 3 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

《その他》

議案第 101 号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

契 約 の 目 的	水路改修（小高江用水路）工事
施 工 場 所	南相馬市小高区川房地内外
契 約 の 金 額	757,900,000 円（消費税を含む。）
工 期	契約締結日から令和 6 年 3 月 13 日まで
契 約 の 方 法	制限付き一般競争入札
契 約 の 相 手 方	南相馬市小高区大井字深町 48 番地 株式会社中里工務店

【予定価格】

予 定 価 格	762,999,600 円（消費税を含む。）
落 札 率	99.33%

【入札結果】

（消費税別）

入 札 者	第 1 回入札額	第 2 回入札額	備 考
株式会社中里工務店	696,000,000 円	689,000,000 円	落札

※第 2 回入札の理由：第 1 回で予定価格 693,636,000 円（消費税別）を上回ったため

【工事概要】

水路改修	L = 3,635.9 m
水路更新工	L = 2428.9 m
水路補修工	N = 1 式
サイフォン更正工	L = 19.9 m
余水吐工	N = 3 箇所
分水工	N = 1 式
農道橋工	L = 23.3 m
水路橋工	L = 23.3 m
付帯工	N = 1 式

【施工場所位置図】



議案第 102 号 財産の取得の変更について

【趣旨】

令和 3 年第 3 回南相馬市議会定例会で議決を経た財産の取得について、取得内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的		令和 3 年度被災地域農業復興総合支援事業 農業用機械購入その 1
取得する動産及び数量		トラクターなど 20 台 (変更後の明細は 20 ページのとおり)
取得の相手方		南相馬市原町区高見町一丁目 163 番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所
取得金額	変更前	197,978,000 円
	変更後	197,535,140 円
	減額する額	442,860 円

○主な変更内容

	項 目	内 容
(1)	機械仕様の変更	発注したコンバインの性能が、県の定める基準を超えていることが判明したことから、基準内の性能のコンバインに変更するもの。 ・普通型コンバイン 1 台 【変更前】 YH400GQWES 刃幅 1,976 mm 【変更後】 YH400GQES 刃幅 1,444 mm ・導入基準は、福島県特定高性能農業機械導入計画による
(2)	納期の変更	受注生産となることから、生産に日数を要するため、納期を延長するもの。 【変更前】 令和 3 年 9 月 30 日 【変更後】 令和 4 年 2 月 28 日

○導入基準（福島県特定高性能農業機械導入計画）

福島県特定高性能農業機械導入計画（抜粋）

2-3-6. コンバイン

種別	型式	規格等	地域	利用規模下限(ha)					備 考
				水稲	麦類	大豆	そば	ハトムギ	
I	自脱型	刃幅 0.8m以上1.2m未満	中通り	8	9	-	-	-	
			会 津	7		-	-	-	
			浜通り	8		-	-	-	
II	自脱型	刃幅 1.2m以上1.6m未満	中通り	12	12	-	-	-	
			会 津	11		-	-	-	
			浜通り	12		-	-	-	
III	自脱型	刃幅 1.6m以上	中通り	16	18	-	-	-	
			会 津	14		-	-	-	
			浜通り	16		-	-	-	
IV ₁	普通型	刃幅 0.8m以上1.5m未満	中通り	-	-	12	10	-	大豆・そば専兼用機
			会 津	-	-			-	
			浜通り	-	-			-	
IV ₂	普通型	刃幅 1.5m以上2.5m未満	中通り	16	21	21 (10)	24 (10)	21 (10)	()内は水稲又は 麦で導入したコン バインを大豆、そ ば又はハトムギの 収穫に活用する場 合の値
			会 津	14					
			浜通り	16					
V	普通型	刃幅 2.5m以上	中通り	28	35	21 (18)	24 (18)	25 (19)	
			会 津	26					
			浜通り	28					

注1) 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

注2) 2つ以上の作目に利用する場合は、それぞれの地目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが1以上であること。

注3) 刃幅とは最外端のフィンガーの間隔をいう。ただし、回転刃式にあたっては刈刃の最外側の距離をいう。

注4) ()内は水稲又は、麦で導入したコンバインを大豆、そば又はハトムギの収穫に活用する場合の利用規模の下限であるが、この場合の水稲又は麦の収穫面積はそれぞれの利用規模の下限をおおむね確保することが望ましい。

○営農組織

角部内地区営農組合

組織形態：任意組織

構成員：5名

営農計画：水稲 18ha

大豆 12ha

○購入明細書

令和3年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1 明細書

No	機種名	型式等		数量
1	トラクター	NEW HOLLAND	T6.180AC	1
2	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR6130SX-PFQW-C	1
3	普通型コンバイン	株式会社クボタ	WRH1200-2.6W	1
4	パワーハロー (アタッチメント)	MASCHIO	FC4000P	1
5	真空播種機 (アタッチメント)	GASPARDO	MTRE300IST	1
6	ブロードキャスター (アタッチメント)	KUHN	AXIS40.2M-EMC WPRO	1
7	マニユアスプレッダ (アタッチメント)	NEW HOLLAND	NH185C	1
8	スーパーテッド (アタッチメント)	Teagle	SuperTed221	1
9	プランター (アタッチメント)	合資会社田端農機具 製作所	TEB-4TD	1
10	乾燥機	金子農機株式会社 他	KWH650XN5 他	1
11	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR595SX-PFQW-C	1
12	真空播種機 (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	W42AB	1
13	自脱型コンバイン	ヤンマー株式会社	YH6115QXJPUI	1
14	自脱型コンバイン	ヤンマー株式会社	YH6115QXJPUI	1
15	普通型コンバイン	ヤンマー株式会社	変更前 YH400GQWES ----- 変更後 YH400GQES	1
16	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR6130SX-PFQW-C	1
17	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR6115SX-PFQW-C	1
18	自脱型コンバイン	井関農機株式会社	HJ6115GZCAPLHW	1
19	普通型コンバイン	井関農機株式会社	HC403GZCRSW	1
20	ロータリー (アタッチメント)	松山株式会社	SKS2200-4SD	1
合 計				20

≪ 報 告 ≫

報告第 1 0 号 令和 2 年度南相馬市一般会計継続費精算の報告について

【趣旨】

令和 2 年度において継続年度が終了した継続費について精算したので、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告するもの。

【主な内容】

継続費の概要

事業名	事業年度	年割額 (合計)	支出済額 (合計)	年割額 (合計) と支出済額 (合計) の差
公共施設再編・個別施設計画策定事業	3 0 ～ 2	8, 850, 000 円	8, 849, 520 円	480 円
障がい福祉計画策定事業	元 ～ 2	4, 466, 000 円	4, 466, 000 円	0 円
高齢者総合計画策定事業	元 ～ 2	9, 026, 000 円	6, 289, 802 円	2, 736, 198 円
営農再開支援水利施設等保全事業 (施設改修)	3 0 ～ 2	513, 854, 000 円	460, 677, 800 円	53, 176, 200 円
メモリアルパーク整備事業	元 ～ 2	200, 560, 000 円	200, 207, 940 円	352, 060 円
避難所看板等整備事業	3 0 ～ 2	44, 746, 000 円	44, 569, 880 円	176, 120 円

【趣旨】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付し、報告するもの。

【主な内容】

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和 2 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	1 2 . 5 7	2 0 . 0 0
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	1 7 . 5 7	3 0 . 0 0
実 質 公 債 費 比 率	9 . 3	2 5 . 0	3 5 . 0
将 来 負 担 比 率	—	3 5 0 . 0	

※実質赤字額及び連結実質赤字額は生じておらず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」と表記

※一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源が上回っており、将来負担比率を「—」と表記

2 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
南相馬市水道事業会計	—	2 0 . 0 0	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(以下「令」という。)第 1 7 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
南相馬市病院事業会計	—	〃	〃
南相馬市工業用水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市下水道事業会計	—	〃	〃
南相馬市工場用地等整備事業特別会計	—	〃	令第 1 7 条第 3 号の規定により事業の規模を算定

※いずれの会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率を「—」と表記